

委託業務特記仕様書

1. 総則

- (1) 本特記仕様書は、「大規模盛土造成地地盤調査等業務」に適用するものとする。
- (2) 本業務は、本特記仕様書のほか徳島県県土整備部「徳島県測量作業共通仕様書 平成 21 年 4 月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成 21 年 4 月」、「徳島県地質および土質調査業務共通仕様書平成 21 年 4 月」及び本業務委託契約書、設計図書等に基づき行うものとする。
- (3) (2) は、本業務に必要な事項のうち主要な事項を示すものであり、これに指示のない事項であっても、業務上必要な事項については、受託者の責任において行うものとする。
- (4) 受託者は、委託者と連絡を密にとり業務を進めるものとする。
- (5) 現地ボーリング調査等の作業等においては、労働安全衛生規則等の各種法令を遵守するとともに、必要な安全対策等の措置は受注者が責任を持って行うこと。
- (6) 調査後は、整理清掃を行い現状に復すること。
- (7) 受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
- (8) 受託者は、本業務完了後であっても本市より説明を求められた場合は、速やかに担当者を派遣し、説明を行うものとする。

2. 目的

当業務箇所は、平成 28 年度に実施した大規模盛土造成地変動予測調査業務における簡易的な安全性の検討の結果、国のガイドラインの基準で盛土全体の安定性が確保されず、対策工事の必要性を検討する可能性がある箇所であることが分かった。当該業務は、本盛土箇所に対してより詳細に地盤調査を実施し、今後検討する盛土の対策工策定に先立ち必要なデータの取得を行うものである。

3. 履行期間

契約締結日の翌日から令和 5 年 3 月 24 日までとする。

4. 業務内容

本業務の内容は以下のとおりである。

- (1) ボーリング調査
- (2) 標準貫入試験
- (3) 地下水位観測孔の設置と自記水位計観測
- (4) 縦断測量
- (5) 打合せ協議
- (6) 報告書作成

4.1. 業務の詳細

地質調査は、「大規模盛土造成地の滑動崩落対策推進ガイドライン及び同解説」を参考に調査を行うものとする。

地質調査内容の詳細については、委託者と協議の上、決定するものとする。上記協議による業務内容の変更および土質等の現場条件による数量変更等が生じた場合、また、現場状況や関係機関協議により安全対策に関する措置が変更となった場合は契約変更の対象となるため委託者と協議すること。

(1) ボーリング調査

ボーリング調査は、大規模盛土造成において、盛土地盤とその支持地盤の性状を把握する目的で実施する。また、盛土のせん断強度や、液状化強度等を室内土質試験で把握するためのサンプリング（乱れの少ない試料採取）や、地下水位の分布状況等を把握するための地下水位観測孔設置の目的で行う。

ボーリング調査では、回転式ボーリング機械を使用し、孔径φ66mm オールコア（標準貫入試験箇所以外はコア採取率100%）により、地層の構成・分布の確認を行う。

ボーリング位置は、原則道路・公園等の共有地とするが、場合によっては宅地内で行う。このとき住民に配慮し作業を実施すること。また、作業に際しては作業上の制約事項や地下埋設施設等への影響の有無について、関係管理者等と事前に調整し、埋設施設の破損が懸念される箇所については、管理者等の立会や人力掘削による試掘を行うものとする。

ボーリング調査箇所および位置の選定、掘削深さ（掘り止め深度）、サンプリング孔（別孔）等については、委託者と協議の上、決定するものとする。

発注契約時の数量は、想定数量・土質であるため、実際の土質の状況に応じて設計変更の対象とするものとする。

(2) 標準貫入試験

標準貫入試験は、JIS A 1219 に準拠し、本孔（調査ボーリング孔）にて実施する。試験は、人力による試掘深度を除き、深さ1mごとに実施する。

なお、機械ボーリングにおける土質及び岩盤の契約分類は次のとおりとするが、詳細は委託者と協議の上、決定するものとする。

表-1 土質分類

土及び岩分類	説明
シルト及び粘土	細分類は日本統一土質分類とする。
砂及び砂質土	〃
礫混り土砂	φ75cm以下の礫及び玉石を含む土砂
玉石混り土砂	φ75cm以上の玉石及び転石を含む土砂
軟岩（Ⅰ）	土木工事共通仕様書の岩分類による。
軟岩（Ⅱ）	〃
硬岩	〃

(3) 地下水位観測孔の設置・地下水位観測

調査ボーリング孔を用いて、地下水位観測孔を設置する。地下水位観測孔の設置深度は、盛土層を対象とするが、ボーリング調査深度の範囲内の地山に粘土層等の難透水層が存在しない場合は調査深度までストレナー加工した塩ビパイプを挿入するものとする。また、同観測孔の頭部は地表面の高さに合わせて鍵付きの孔口保護蓋を設置するものとする。

また、地下水位観測は、地下水位の季節変動や最高水位を把握する目的で、ボーリング孔を用いて行う。水位測定は、水圧式自記水位計を用いるものとする。

観測期間は、観測孔設置後から業務期間内とするが、豊水期(梅雨・台風期等)における地下水位の把握に努めるものとする。測定頻度は1時間ごととする。

地下水位観測結果は、降水量とともにグラフに整理して示すこと。

5. 解析等調査業務

(1) 資料整理とりまとめ

各種計測結果の評価及び考察(異常データのチェックを含む)、試料の観察、ボーリング柱状図の作成を行うものとする。

(2) 断面図等の作成

地層及び土性の判定、土質及び地質断面図の作成(着色を含む)を行うものとする。

(3) 総合解析とりまとめ

総合解析とりまとめは、以下に示す事項を行うものとする。

- ① 調査地周辺の地形・地質の検討
- ② 地質調査結果に基づく土質定数の設定
- ③ 地盤の工学的性質の検討と支持地盤の設定
- ④ 解析結果のとりまとめ
- ⑤ 設計・施工上の留意点

6. 測量業務

(1) 基準点測量

基準点測量は「徳島県公共測量作業規定及び同規定に係わる運用基準」に則り行うものとする。

(2) 路線測量

基準点測量は「徳島県公共測量作業規定及び同規定に係わる運用基準」に則り行うものとする。

7. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間、業務完了時に行うものとし、主任技術者(管理技術者)が同席するものとする。

8. 報告書作成

業務内容について、業務の方法、検討過程、結論について記した報告書を作成するものとする。また、報告書の概要版も作成するものとする。

9. 照査

照査は、業務の主要な区切り及び業務完了前に次の事項に関して照査する。

- (1) 本仕様書及びその他の諸基準との整合
- (2) 打合せ記録との整合
- (3) 成果品に対する主任技術者、照査技術者による検証

10. 成果の提出

本業務は電子納品対象業務とする。電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データとは、「徳島県電子納品運用ガイドライン(案)[土木業務編]」（以下、「電子納品ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものとする。

成果品は「電子納品ガイドライン」に基づいて再生した電子データを電子媒体で提出する。「電子納品ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「電子納品ガイドライン」の解釈に疑義がある場合は委託者と協議のうえ、電子化の是非を決定する。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品ガイドライン」に基づいて行うものとする。成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

- (1) 成果品
 - ① 報告書（紙資料）：1部
 - ② 報告書電子データ：2部
- (2) 提出場所：鳴門市

11. 書類に関する事項

- (1) 本業務委託にかかわる業務計画書及び業務工程表を作成し保存するとともに、契約の締結後速やかに提出すること。
- (2) 現場作業等で身分証明書が必要な場合は、「身分証明書交付願」を作成し、委託者に提出すること。なお、身分証明書は現場作業等が完了した段階で速やかに返却すること。
- (3) 受託者及び委託者は、指示、承諾、協議、検査及び確認などについては、打ち合わせ簿で行わなければならない。なお、打ち合わせ簿については、双方が署名又は押印した原本を委託者が保管は、複製を受託者が保管するものとする。

12. その他

- (1) 現地での各種調査の実施に当たっては市民生活及び生活環境への影響に十分配慮すること。
- (2) 本業務に関する事項および作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏えいしてはならない
- (3) 本業務調査結果並びに成果品については本市の同意なくして使用してならない。
- (4) 業務内容について、不明な点や疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- (5) 受託者は、この契約による業務を処理するに当たって個人情報を取り扱う際には、個人情報の取扱いに関する各法令を遵守しなければならない。
- (6) 履行期間は令和5年3月24日までとしているが、本契約に係る予算の繰越手続きが認められた場合には、別途協議により履行期間を変更する予定である。なお、想定している履行期間は令和5年12月15日までである。